

総合型地域スポーツクラブ全国協議会 登録基準 改定対比表

令和7年5月26日付改定

【改定前】の登録基準			【改定後】			変更内容
基本基準		必ず満たすべき運用ルール	基本基準		必ず満たすべき運用ルール	
分類	個別基準		分類	個別基準		
(1)活動実態に関する基準	①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。	(1)活動実態に関する基準	①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。	現行通り ・【申請書類】 → <u>種目全体は当協会公認スポーツ指導者養成種目、未養成種目、その他で整理をし、類似種目は当協会公認スポーツ指導者養成種目か否かを判断基準とする形で申請書類を変更。</u>
	②多世代(複数世代)を対象としている。	・次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員※2がいる。 (世代区分) A)未就学児 B)小学生 C)中学生 D)高校生(～18歳) E)～29歳 F)～39歳 G)～49歳 H)～59歳 I)～69歳 J)70歳～		②多世代(複数世代)を対象としている。	・次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員※2がいる。 (世代区分) A)未就学児 B)小学生 C)中学生 D)高校生(～18歳) E)～29歳 F)～39歳 G)～49歳 H)～59歳 I)～69歳 J)70歳～	・【必ず満たすべき運用ルール】を修正 →会員の定義を「年会費等、年間で会費を支払っている」会員から、「 <u>会費・参加費の支払い有無や活動状況に関わらず、クラブが規約等※8で扱っている</u> 」会員に変更。
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している※3 ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者(以下「公認スポーツ指導者」という。)を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3		③適切なスポーツ指導者を配置している。	・日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)が公認スポーツ指導者を養成している競技・種目の定期的な教室活動の指導者のうち少なくとも1名はスポーツコーチングリーダーやスタートコーチをはじめとするJSPO公認スポーツ指導者資格(スポーツリーダーは除く)を有している。なお、JSPOが同等と認める関連資格保有者も可とする。※3	・【必ず満たすべき運用ルール】を修正 →クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している※3については、 <u>基本基準(2)⑤に新しく基準を設ける。</u> →対象資格を当該競技の公認スポーツ指導者資格から、スポーツコーチングリーダーやスタートコーチをはじめとするJSPO公認スポーツ指導者資格(スポーツリーダーは除く)に変更。 →対象となる活動形態を日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者を養成している競技・種目の定期的なスポーツ活動から、 <u>日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者資格を養成している定期的な教室活動に変更。</u> →JSPOが同等と認める関連資格保有者も可とした。(公認スポーツ指導者資格養成カリキュラムにおける共通科目Ⅰと互換性のある資格が対象)
	④安全管理体制を整備している。	・緊急連絡体制を整備している。※4		④安全管理体制を整備している。	・クラブの各スポーツ活動における安全管理をスポーツコーチングリーダーやスタートコーチをはじめとするJSPO公認スポーツ指導者資格(スポーツリーダーは除く)が担っている。なお、JSPOが同等と認める関連資格保有者も可とする。※4 ・緊急連絡体制を整備している。※5	・【必ず満たすべき運用ルール】を修正 →クラブの各スポーツ活動における安全管理をスポーツコーチングリーダーやスタートコーチをはじめとするJSPO公認スポーツ指導者資格(スポーツリーダーは除く)が担っている。なお、JSPOが同等と認める関連資格保有者も可とする。※4を追加。
(2)運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の所在する市町村※6の住民である(又は当該市町村の住民と当該市町村に近隣の市町村の住民を合算すると過半数である)。 ・非営利組織である。※7	(2)運営形態に関する基準	⑤クラブマネジャー等に専門的知識を有する者を配置している。	・クラブマネジャー、事務局員および役員というクラブの運営に関わる者の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャーまたはアシスタントマネジャー資格を有している。※4	・【個別基準】 →基本基準(1)③から <u>基本基準(2)運営形態に関する基準に変更し、新たな個別基準⑤を設ける。</u> ・【必ず満たすべき運用ルール】 →JSPO公認マネジメント資格保有者の対象を、クラブマネジャー、事務局員に加え、 <u>役員も対象に含める。</u> ・【移行措置期間】 →令和11年度登録認定時までとし、令和12年度登録申請時からは移行措置を終了する。
	⑥地域住民が主体的に運営している。			⑥地域住民が主体的に運営している。	・総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の最高意思決定機関の議決権を有する者の過半数が、総合型クラブが所在する市町村※6の住民、 <u>在勤者または在学者である</u> (前述の要件を満たさない場合は、総合型クラブが所在する市町村並びに当該市町村に近隣の市町村の住民、 <u>在勤者及び在学者</u> を合算すると議決権を有する者の過半数となる)。 ・非営利組織である。※7	・【必ず満たすべき運用ルール】 →議決権を有する者Ⅰの対象を、クラブの所在する市町村の住民だけでなく、 <u>在勤・在学者も対象とする。</u> ・最終的な意思決定を行う「最高意思決定機関」とし、条文の明確化を図った。 ・【申請書類】 →役員名簿の提出は不要とし、 <u>住民や在勤・在学者の人数等、最高意思決定機関の「議決権保有者の構成」を申請書類として提出することとする。</u>

【改定前】の登録基準			【改定後】			変更内容
基本基準		必ず満たすべき運用ルール	基本基準		必ず満たすべき運用ルール	
分類	個別基準		分類	個別基準		
(3)ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。	(3)ガバナンスに関する基準	⑦規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※8の改廃に必要な総会・理事会・運営委員会等の意思決定機関の議決について当該規約等に定めている。	・【必ず満たすべき運用ルール】 →「意思決定機関」の内容を明確にした。
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。		⑧事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した総会・理事会・運営委員会等のうち最上位の意思決定機関の議事録が提出されている。※9	・【必ず満たすべき運用ルール】 →※9を追加し、議事録に最低限記載すべき事項を明確にした。 →「意思決定機関」の内容を明確にした。 ・【申請書類】 →議事録に出席者が明記されていなくても良しとした。
※1:定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。 ※2:会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。 ※3:当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。 ※4:不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関、団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。 ※5:規約・会則・定款等を指す。 ※6:特別区は市町村に準ずる。 ※7:営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。			※1:定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。 ※2:会費・参加費の支払い有無や活動状況に関わらず、クラブが規約等※7で会員として扱っている者を会員としてみなす。 ※3:令和11年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない(令和12年度登録申請時からは、移行措置を終了する。ただし、移行措置期間終了時までの基準到達状況により、移行措置の見直しを行う可能性がある。) ※4:令和11年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない(令和12年度登録申請時からは移行措置を終了する)。 ※5:不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関、団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。 ※6:特別区は市町村に準ずる。 ※7:営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。 ※8:規約・会則・定款等を指す。 ※9:法人格を有している場合は、法令に定める方法で作成すること。任意団体の場合は、以下の内容が含まれていることが望ましい。 記載内容 (1)日時及び場所 (2)議決権を有する者の総数及び出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合には、その数を付記すること。) (3)審議事項 (4)議事の経過の概要及び議決の結果 (5)議事録署名人の選任に関する事項			